

## 瀬戸内市有マイクロバス運行業務仕様書

### 1 業務名

瀬戸内市有マイクロバス運行業務

### 2 業務目的

本業務は、瀬戸内市の業務上必要とする事業に、瀬戸内市が所有するマイクロバスを利用することで、業務の効率化及び住民サービスの向上を目的とする。

### 3 業務内容

- (1) 本市が所有するマイクロバスの運行(土日祝を含む。)
- (2) 車両使用時の運行前点検、車内清掃、洗車・給油及び運転管理記録
- (3) 使用車両の事故・故障の際の代車の手配(運転手の責めに帰する場合に限る。)
- (4) 運転手の傷害補償保険の加入(同乗者及び車両に関する保険は本市において加入)
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務及びその他使用車両の管理運行のために必要な一切の業務

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 使用車両

本業務に使用する車両は、本市が所有する車両(マイクロバス)とする。

- (1) メーカー:三菱
- (2) 車名:ローザ
- (3) 自動車登録番号:岡山 200 さ 1819
- (4) 初度登録(初年度登録年月):平成 30 年 3 月
- (5) 乗車定員:24 人
- (6) 燃料の種類:軽油
- (7) 総排気量:2.99L
- (8) 車両サイズ(長さ/幅/高さ):699cm/201cm/273cm
- (9) 変速方式:オートマチック
- (10) 車体形状:キャブオーバ

### 6 運行について

#### (1) 運行区域

一運行500km 以内とし、日帰り運行のみとする。

#### (2) 運行時間

午前 7 時から午後 7 時までのうち、本市が指定する時間を運行時間とし、マイクロバス車庫を出発してから、車庫へ入庫するまでの時間とする。なお、時間外となる場合は協議によ

り決定する。

(3) 運行日の確認事項

運行日において、運転手のアルコールチェックを行うこと。

(4) 運転手の要件

運転手は5に記載する使用車両を運転可能な運転免許(中型第二種運転免許以上)を有している 72 歳未満の者で、かつ健康上運転に支障のない者であること。

(5) 運行依頼

原則運行依頼は運行日の2週間前までに受託者へ通知する。ただし、急な業務が発生した場合はこの限りではない。なお、同一日に複数の運転を委託する場合がある。

(6) 運行方法

受託者は、業務当日に委託者より車両の鍵及び必要に応じて ETC カード等を受け取り運行することとする。なお、依頼のあった運行内容等について確認がある場合は、事前に委託者と確認調整を行うこと。

## 7 運行内容

本業務において想定される運行回数及び時間外運行時間は次のとおりとする。

(1) 1日(4時間超～8 時間以内) 25 回

(2) 半日(4時間以内) 10 回

(3) 時間外運行時間(8 時間を超えた場合で 1 時間単位) 20時間

※4 時間を超えた場合は休憩をとることとし、休憩時間は運行時間に含めない。

## 8 その他

(1) 車両運行管理報告については、次の書類を当月の業務完了後速やかに瀬戸内市役所総務部契約管財課へ提出すること。

ア マイクロバス運行表

イ 当月の運行管理料明細表及び当月分の委託費請求書

(2) 契約は4時間超～8 時間以内の場合の1日料金、4時間以内の場合の半日料金、8 時間を超えた場合の時間額による単価契約とする。

(3) 本市が負担する費用は、車両運行及び管理中に利用する燃料費、有料道路料金、駐車料金、車検点検代、車両修理代、重量税、自賠責保険、及び自動車保険(任意保険)とする。

(4) この仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、契約者双方の協議により決定する。